

<用語の定義>

事業廃止

民営化・民間譲渡、地方独立行政法人化、広域化等、他の法人等が事業を行うこととなる場合を除き、事業を廃止（一部廃止を含む）すること。

民営化・民間譲渡

事務・事業を民間事業者（地方公共団体が出資する法人を含む）に譲渡し、又は引き継がせること。

（例 1：A 県が公営企業として実施していた観光事業について、A 県等の出資によって設立した第三セクターに事務・事業を引き継ぐ場合等）

（例 2：B 県が公営企業として実施していた交通事業（県営バス）について、県内で既にバス事業を行っている C バス（株）に事務・事業を譲渡した場合等）

※地方公営企業として行っていた事業を廃止し、かつ、当該事業を民営化・民間譲渡する場合は「民営化・民間譲渡」として回答すること。

地方独立行政法人化

地方独立行政法人法上の公営企業型地方独立行政法人を設立すること。

広域化・広域連携

一の地方自治体の区域を越えて連携し、事務の共同処理（事業統合、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化等）を行うこと。

PFI

PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に規定する PFI 手法を導入すること、又は、実態として PFI 手法に類似した手法を導入すること。

PFI 法に規定する事業方式としては、BTO 方式・BOT 方式・BOO 方式・公共施設等運営権（コンセッション）方式等があり、PFI 手法に類似した手法としては、DB 方式・DBO 方式等がある。

指定管理者制度

公の施設の指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 に基づく指定管理者をいう。）制度を導入すること。

包括的民間委託

性能発注・複数年契約により、複数業務を一括して民間事業者に委託すること。

※ シェアードサービス（複数の地方自治体が共同の事務をまとめて一つの民間事業者に委託すること）は、本調査においては、広域化・広域連携に分類することとする。